Ａ社：大阪市北区所在　免許更新回数（１）
≪措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講≫
対象広告：インターネット広告（ヤフー不動産）

賃貸住宅１物件

■　おとり広告（架空物件）

◎　架空の部屋番号を用いて、ポータルサイトに賃貸マンションの登録を行い、あたかも実在するかのように「賃料：２．３万円」「管理費・共益費等：７，０００円」「敷金：なし」「保証金：なし」「礼金：なし」等と記載し、取引できない架空の賃貸マンションを広告していた。

Ｂ社：大阪府吹田市所在　免許更新回数（１）
≪措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講≫
対象広告：インターネット広告（ヤフー不動産）

賃貸住宅１物件

■　おとり広告（架空物件）

◎　賃貸住宅の広告を行っていたが、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することはできないことから、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可。

Ｃ社：大阪市中央区所在　免許更新回数（４）
≪措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講≫
対象広告：インターネット広告（ヤフー不動産）

賃貸住宅２物件

■　おとり広告（架空物件）

◎　賃貸住宅の広告（２物件）を行っていたが、いずれも広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することはできないことから、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可。

Ｄ社：大阪市西区所在　免許更新回数（１）
≪措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講≫
対象広告：インターネット広告（ヤフー不動産）

賃貸住宅１物件

■　おとり広告（架空物件）

◎　賃貸住宅の広告を行っていたが、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することはできないことから、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可。

Ｅ社：大阪市中央区所在　免許更新回数（１）
≪措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講≫
対象広告：インターネット広告（いえらぶ）

賃貸住宅１物件

■　おとり広告（意思なし物件）

◎　「賃料　１．７万円」「敷金／礼金　０ヶ月／０ヶ月」と記載していたが、実際には当該物件の賃料は９．２万円、礼金は賃料の２ヶ月分（１８．４万円）が必要であり、広告表示の賃料・礼金では取引不可。

■　取引内容の不当表示

◎　「取引態様　専任媒介」　⇒　専任媒介ではない。

■　取引条件の不当表示

◎　保証会社と賃貸保証委託契約の締結を必要とする旨及び保証料不記載。

Ｆ社：大阪市中央区所在　免許更新回数（１）
≪措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講≫
対象広告：インターネット広告（いい部屋ネット）

賃貸住宅３物件

■　おとり広告（架空物件）

◎　賃貸住宅の広告（３物件）を行っていたが、いずれも広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することはできないことから、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可。